

不在者投票制度における問題点

羅承宗

馬政府は2012年3月の大統領選挙における不在者投票実施を強力に推進しており、これが各界の議論を呼んでいる。具体的にいうと、不在者投票制度には、通信投票、代理投票、期日前投票、指定投票所投票、電子投票、移転投票等様々なパターンがあり、馬政府が目下推進しているのは、そのうちの移転投票で、有権者が投票日当日に戸籍所在地に帰郷し投票できない場合、規定の期間内に申請すれば、職場或いは修学先に近い投票所で投票できるようにするものである。

今年1月になって内政部がようやく提出した草案に基づくと、主な特徴は以下のようにまとめられる。第一に、大統領選挙に合わせて、公務員選挙ないしは住民投票を同時に実施しない。第二に、適用範囲は台湾内にいる有権者に限定し、有権者本人が投票日当日、投票所で投票する。第三に、適用範囲には軍人・警察も含まれるが、軍駐屯地内に投票所は設けず、軍人は軍駐屯地外で投票する。第四に、更生機関収容者への適応如何については、両案を合わせて提出し、行政院が決裁する。

本法改正を馬政府が積極的に推進している主な理由は「便利な投票」にある。冷静に論じれば、戸籍制度を採用する台湾では、投票と戸籍制度が相互に関係しており、戸籍所在地に帰郷し

て投票できない人は確かに多い。政府が不在者投票制度を導入し、投票促進を図ろうとしていることは、基本的には賛同できる。しかし、移転投票実施のタイミング、対象についてみると、内政部が提出した不在者投票制度には問題が多いことから、筆者は軽率に実施に移してはならないと考える。軍人や収容者にかかる一部の議論はひとまず棚上げしたとしても、以下二つの問題が指摘できる。

総統選挙を最初の実験台にするのは筋違い

台湾の政治体制（総統制、内閣制、双首長制）をどう見るかにかかわらず、総統が台湾の最高公職者であり、総統選挙が最も重要な投票活動であることを否定する者はいないだろう。馬政府は順を経ずに総統選以外の選挙、重要性が比較的低い公職選挙（例えば郷鎮市長、議員、里長選挙）や住民投票で試行せず、国家で最も重要にして敏感な選挙を初の実験対象にしようとしており、これは明らかに無鉄砲且つ軽率である。内政部が本気で移転投票制度への転換を推進するなら、比較的安全且つ妥当な方法で、まずその他の選挙や住民投票において同制度を導入し、十分な経験を重ねてから総統選に導入

するのが筋である。

このほか、必要性からしても、台湾では実際、同制度を導入して総統選挙を実施しなくてもよい。総統選が直接選挙になってから、不在者投票制度や義務投票制度（強制投票制度とも言い、投票に行かなかった有権者に対し処罰を科す）を実施しなくとも、総統選の投票率はいずれも75%以上で、特に2000年、2004年には80%を突破している。様々な不在者投票制度を実施しつつも義務投票制度は採用していない米国をみると、その大統領選の投票率は概ね50%から60%で推移している。2008年に実施された米国大統領選の投票率は約64%で、1908年以来過去最高の投票率を記録したが、高い投票率を誇る台湾の総統選とは比較にならない。言い換えれば、義務投票制度を採用しないと的前提において、不在者投票を実施しなくとも、台湾の総統選挙の得票率は十分に高く、これを更に高める必要はないだろう。

2012年という実施時期タイミングの悪さ

2012年初めの総統選挙が目前に迫ってきているが、2011年2月になっても総統選挙と絡んだ移転投票制度は内政部から提出されただけで、いまだ行政院院会で草案は可決されておらず、今後、国会での議論や三読会での審議といった立法手続きを踏むことになる。馬政府は優位な議会情勢を利用して独断専行で短期間内に強行渡河しようと

しているが、同制度が選挙制度の重大な改革に関係していることを考慮し、十分な広報・教育の期間を設けて、有権者が十分に理解できるようにすべきである。新北市がゴミ袋有料化政策を全面的に推進するのでさえ、二年余りの時間を要した。国家の命運を握る総統選挙制度の改革が、ゴミ袋有料化政策よりもぞんざいに扱われることがあってよいのだろうか。

一歩ひいてみても、総統選挙に移転投票を導入するのは、早くとも2016年の総統選のタイミングにすべきであろうし、利益回避の観点からしても、また同様の結論になる。予想外のことがなければ、馬総統は来年、国民党の候補者として総統選に参戦するとみられており、また内政部や中央選挙管理委員会のハイレベルな政策決定に実質的な影響を与える人物でもある。今総統選に即し、馬政府がゲームルールを改革し、2012年の実施を固持するなら、現職の総統が総統選挙制を法改正することで、連任を確固としたものにしようと思論んでいることになり、このように広範な政治的影響力を発揮しようとしていることは想像し難いことである。よって、たとえ馬政府が迅速に法改正にかかる作業を終了させても、連任を狙う2012年の総統選挙で実施するのは適切ではない。連任を目論む総統が制度改革の甘い汁をすぐに吸えないようにしてこそ、総統が審判と選手を兼ねているとの疑問を解消することができるだろう。 **BT**